

新家保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 なみはや福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内
電 話 番 号	06-6462-0064
代表者氏名	理事長 竹本 榮

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	新家保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市福島区吉野 5-6-12			
連 絡 先	電話番号 06-6462-0064 FAX 06-6462-0351			
管 理 者	園長 佐保田 悅子			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0歳児	8人	1歳児	16人
	2歳児	22人	3歳児	26人
	4歳児	25人	5歳児	28人
利 用 定 員	満3歳以上の児童			66人
	満1歳以上満3歳未満の児童			26人
	満1歳未満の児童			6人
開 設 年 月 日	昭和48年 8月 1日			
施設・事業所番号	××××××××			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.namihaya.or.jp/shinke/index.html			

3 施設の目的・運営方針

新家保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の

下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		8 8 5 . 9 1 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	4 7 2 . 3 8 m ²
園 庭		地上園庭 4 7 4 . 3 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（満0歳児クラス）
ほふく室	1 室	あひる組（満1歳児クラス）
保育室	4 室	ぺんぎん組（満2歳児クラス）、うさぎ組（満3歳児クラス）、ぞう組（満4歳児クラス）、らいおん組（満5歳児クラス）について各1室
調理室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 地域交流活動

保育園の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(3) 子育て相談事業

子育ての悩みなど電話で受け付けています。

<受付：月曜日～金曜日 午前10時から4時。>

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	児童の保育等をつかさどる	20	14		保育補助 6
調理員	給食調理等をつかさどる	3	2	1	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間15分
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間15分
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間15分
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間15分
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち、7時間15分

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時15分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	2	1	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

生活保護世帯に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	林クリニック
医院長名又は医師名	林為仁
所 在 地	大阪市福島区海老江 7-20-8
電 話 番 号	06-6458-6328

(2) 歯科

医療機関の名称	田中歯科クリニック
医院長名又は医師名	田中隆博
所 在 地	大阪市福島区吉野 4-25-23
電 話 番 号	06-6460-6460

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 •誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 •非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 佐保田悦子 ・ご利用時間 10:00～ 16:00 ・電話番号 06-6462-0064 FAX 06-6462-0351 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	土井憲之 電話番号 06-6761-3010 森本宮仁子 役職・法人監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	210円(年額) 保護者負担

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	6人	6人	6人
1歳児	12人	12人	10人
2歳児	19人	16人	16人
3歳児	26人	25人	23人
4歳児	26人	24人	23人
5歳児	26人	25人	23人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成22.29年度受審	評価機関より高い評価を得る
自己評価の実施状況	毎年度実施	保育園・保育士の質と組織機能を高める

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3.4.5 歳児の主食提供に係る実費負担	月額 主食費 1,100 円 副食費 4,800 円
教材費	個人負担の教材等に係る実費負担 入園時	(乳児クラス) 氏名印 275 円・ノート 910 円・ 帽子 1000 円 (幼児クラス) 道具箱 880 円・クレパス 700 円・ リュックサック 2600 円・水性ペン 1070 円・出席ノート 390 円・出席 シール 230 円・健康手帳 150 円 絵具 750 円・帽子 1000 円・ピア ニカの吹き口 430 円・粘土ケース c 300 円・粘土 470 円・氏名印 275 円
日本スポーツ復興共済給付		210 円
保護者会費		年 3000 円
写真代		1 枚 70 円

<例>

- ・ 2 号認定を受けたこどもに係る幼児 給食費（主食費 1100 円 副食費 4800 円）
- ・ 園外保育に係る費用
交通費の実費負担 隨時（200 円程度）

2 時間外保育に係る利用者負担

* 保育標準時間認定児童の利用分

- ・ 月額制 2,900 円
- ・ 日額制 300 円

* 保育短時間認定児童の利用分

- ・ 月額制（1 時間まで）2,900 円、（2 時間まで）5,900 円
(2 時間超) 6,800 円
- ・ 日額制（1 時間まで）300 円、（2 時間まで）600 円、
(2 時間超) 700 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。